



市内局番を確かめておかけください

◆電話番号◆

- 南あわじ市役所(代表) ☎43-5001(総務課)
- 【議会】 議会事務局 ☎43-5005
- 【総務部】 総務課 ☎43-5001 財政課 ☎43-5209 管財課 ☎43-5210 情報課 ☎43-5206 ケーブルテレビ ☎43-2345
- 【企画部】 秘書課 ☎43-5204 ふるさと創生課 ☎43-5205 商工観光課 ☎43-5221 消費生活センター ☎43-5099 うずしお世界遺産推進課 ☎43-5207
- 【危機管理部】 危機管理課 ☎43-5203
- 【市民部】 市民課 ☎43-5212 税務課 ☎43-5213 環境課 ☎43-5214
- 【福祉部】 福祉課 ☎43-5216 子育て支援課 ☎43-5219 長寿福祉課 ☎43-5217 地域包括支援センター ☎43-5237 健康課 ☎43-5218
- 【農林水産部】 農林振興課 ☎43-5223 食の拠点推進課 ☎43-5224 農地整備課 ☎43-5225 水産振興課 ☎43-5243
- 【建設部】 建設課 ☎43-5226 都市計画課 ☎43-5227 下水道課 ☎43-5228
- 【会計】 会計課 ☎43-5229
- 【教育委員会】 教育総務課 ☎43-5230 学校教育課 ☎43-5231 社会教育課 ☎43-5232 体育青少年課 ☎43-5234 青少年育成センター ☎43-5238
- 【各委員会事務局】 選挙管理委員会事務局 ☎43-5004 監査委員事務局・固定資産評価審査委員会事務局 ☎43-5235 農業委員会事務局 ☎43-5236
- 【淡路広域水道企業団】 お客センター ☎43-3038

第71回市議会定例会日程(3月)

◆本会議 開会：午前10時～

議会事務局 ☎43-5005

日程	内容
3日(金) 6日(月)	①29年度一般会計、特別会計、公営企業会計予算上程(説明) ②条例案上程 ③28年度補正予算案上程 ④その他案件上程
9日(木) 13日(月) 14日(火)	①一般質問(代表・個人) ※29年度予算の総括質疑を含む
15日(水)	①一般質問 ②29年度予算の質疑・委員会付託 ③追加議案上程・表決ほか
30日(木)	①付託案件委員会審査報告・表決 ②追加議案上程・表決

◆委員会 開会：午前10時～

日程	委員会	内容
27日(月)	総務常任委員会	付託案件の審査
28日(火)	産業厚生常任委員会	

※平成29年度予算は、予算審査特別委員会を設置して審査を行います。審査の日程は同委員会設置後、3月16日(木)・17日(金)・21日(火)・24日(金)で調整を行う予定です。

- ・議会は市役所本館4階の議場で傍聴できます
- ・インターネットによる中継、モニター中継(市役所本館4階議場、中央公民館)をしています

各種手当てのお知らせ

◆児童手当以外で4月より支給額が変更

1 児童手当
対象者 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人(公務員は職場から支給されます)
手当額 ▼3歳未満 月額1万5000円
▼3歳以上小学校修了前 月額1万円(第3子以降は月額1万5000円)
▼中学生 月額1万円
▼所得制限限度額以上(特例給付) 月額5000円
支給月 2月、6月、10月
子育て支援課 ☎43・5219

2 児童扶養手当
対象者 父母の離婚等で父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している人
手当額 全部支給の場合は、月額4万2000円
※所得により支給金額が変わり一部支給となります。(所得制限あり)
支給月 4月、8月、12月
子育て支援課 ☎43・5219

3 特別児童扶養手当
対象者 20歳未満の障害児を養育する父母や、父母に代わってその児童を養育している人
手当額 ▼重度障害 月額5万1450円、▼中度障害 月額3万4270円
支給月 4月、8月、11月
子育て支援課 ☎43・5219

4 特別障害者手当
対象者 障害者手帳1・2級程度の障がいがある重複するなど、著しい重度障がいのため日常生活に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の者
手当額 月額2万6810円
支給月 2月、5月、8月、11月
福祉課 ☎43・5216

5 障害児福祉手当
対象者 重度の障がいのため日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人(障害の永続性が確認できる年齢は概ね満3歳以上)
手当額 月額1万4580円
支給月 2月、5月、8月、11月
福祉課 ☎43・5216

臨時職員を募集します!

①雇用対策事業臨時職員 マイクロバス運転手の募集

募集人数 1人
申込要件 ①高校卒業以上 ②8トン限定なしの中型以上の自動車運転免許
賃金と保険 月給150,000円(社会保険、雇用保険、労災保険加入)
任用期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年間、更新なし)
※勤務条件等詳細は、総務課までお問合せください
申込方法 市販の履歴書に必要事項を記入(写真貼付)し、運転免許証の写しを添付のうえ、総務課(市役所3階)まで持参または郵送してください。

②障がい者を対象とした臨時職員の募集

南あわじ市では障がいを持つ人の雇用の促進を図り、市の業務を補完していただくことを目的に「臨時職員」を募集します。
業務内容 市の実施する業務の補助(エクセル・ワードなどの入力作業、電話の対応、その他の事務補助)
募集人数 若干名
申込要件 障害者手帳の交付を受けている人
勤務時間 午前9時～午後5時(週5日勤務)
賃金と保険 時給819円～870円(社会保険、雇用保険、労災保険または非常勤公務災害補償保険加入)
任用期間 平成29年4月1日～平成29年9月30日※最長1年まで更新あり
申込方法 市販の履歴書に必要事項を記入(写真貼付)し、障害者手帳の写しを添付のうえ、総務課(市役所3階)まで持参または郵送してください。

①②共通
申込期限 3月10日(金)まで(必着)
午前8時30分～午後5時15分までの平日のみ
選考方法 面接試験 試験日 3月中下旬に実施します。申込者に後日連絡します。
申込先・問合せ先 総務課 ☎43-5001 〒656-0492南あわじ市市善光寺22-1

通勤・通学者の人へ、交通費助成制度

南あわじ市から遠方への通勤・通学者は、交通費助成制度をご利用ください。

1 高速バス等を利用して島外に通勤・通学をする人
区間 島内の高速バス停から高速舞子、小鳴門橋バス停
助成金 対象区間の定期額(通勤手当を差引く)の通勤者は20%、通学者は30%
2 島内の学校へ一般路線バスだけでは通学できず、高速バスを利用する学生
区間 最寄の高速バス停から北淡IC・津名一宮IC
助成金 対象区間の定期額の20%
◆必要書類
①在職・在学証明書(年度初回の申請時のみ)
②定期券の写し
③申請書
④請求書兼振込依頼書
⑤通勤手当支給額証明書(通勤者のみ)
※③⑤は、市役所窓口や市のホームページで取得できます

◆申請時期
①定期券購入後1か月以内に申請してください。
(注)定期券の有効期間が平成28年度から平成29年度にわたるときは、購入後1か月以内の申請であっても申請日によって助成額が変わりますのでご注意ください。
例)定期期間が平成29年3月10日～4月9日の場合
▽3月31日までに申請した場合は、全額助成対象
▽4月1日以降に申請した場合は、4月1日～9日分のみ助成対象であり、3月分は対象外となります
※申請書等の記入において消せるボールペンは使用しないでください
ふるさと創生課 ☎43・5205

～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!

お気軽にご相談を... **松井開発運輸株式会社** 検索

※お見積りは無料です 南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078

広告